○農林水産省令第五十一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十八条第一項の規定に基づき、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令の一部を改正する省令

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和三十八年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（特別措置適用申請書の提出期限） **第一条**　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書は、災害発生の年の翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあっては、この限りではない。 2　都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。	（特別措置適用申請書の提出期限） **第一条**　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書は、災害発生の年の翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。
附　則 この省令は、公布の日から施行する。	（新設）

○国土交通省令第四十九号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十一条第五項の規定に基づき、並びに海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（人事課の所掌事務） **第五条**　人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海上保安庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること（秘書課及び教育訓練管理官の所掌に属するものを除く。）。 二・三　（略） （教育訓練管理官の職務） **第八条**　教育訓練管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　海上保安官採用試験（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）別表備考第一号タに規定する海上保安官採用試験をいう。）に関すること。 三～五　（略）	（人事課の所掌事務） **第五条**　人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海上保安庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること（秘書課の所掌に属するものを除く。）。 二・三　（略） （教育訓練管理官の職務） **第八条**　教育訓練管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） （新設） 二～四　（略）

附　則

この省令は、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。

○国土交通省令第五十号

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第六項、第十七条の四十三第二項第六号、第十七条の四十四第四項、第十七条の四十六第二項第七号及び第十七条の五十三並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに地域再生法を実施するため、国土交通省関係地域再生法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓